

日本語

がいこくじん
外国人
ざいりゅう
在留マニュアル

にほん はんざい ま こ
日本で犯罪に巻き込まれず、
あんぜん あんしん せいかつ おく
安全安心な生活を送るために。



東京都



警視庁



東京出入国在留管理局

もく じ 目 次

はじめに

P1

に ほん
日本のルール・マナー

P2 ~ P5

ちゅうい に ほん ほうりつ
注意してほしい日本の法律

P6 ~ P10

じてんしゃ の ちゅうい てん
自転車に乗るときの注意点

P11 ~ P13

ちゅうい てん
アルバイトをするときの注意点

P14 ~ P17

ざいりゅう
在留カードについて

P18 ~ P20

ちゅうちようき ざいりゅうしゃ とどけて ぎ む
中長期在留者の届出義務

P21 ~ P24

こま れんらくさき
困ったときの連絡先

P25

はじめに

とうきょうと せいかつ がいこくじん かた 東京都で生活する外国人の方へ

とうきょうと おお がいこくじん かた せいかつ
東京都には、多くの外国人の方が生活しています。

しかし、がいこくじん かた なか ことば ぶんか せいかつしゅうかん
外国人の方の中には、言葉、文化、生活習慣などの
ちが にほんじん ひと
違いにより、日本人とトラブルになる人がいます。

また、にほん ほうりつ し おぼ
日本の法律を知らなかったり、まちがって覚えたり
することで、き がいこくじん ほうりつ いはん ひと
気がつかずに法律に違反してしまう人がいます。

とうきょうと がいこくじん かた にほん ほうりつ
東京都では、外国人の方に日本のルールやマナー、法律を
ただ り かい あんぜん あんしん せいかつ おく
正しく理解してもらい、安全で安心な生活を送っていただく
ため、このマニュアルをつくりました。



にほん 日本のルール・マナー

◆ ごみは、ごみ箱に^{ばこ}捨て^すてください。



ごみを^{どうろ}道路などに^す捨ててはいけません。

◆ ごみを出^だすときのルールを守^{まも}ってください



ごみを出^だすときは、^{にちじ}日時・^{ばしょ}場所・^{ぶんべつ}ごみの分別^{まも}を守ってください。



^{そだい}粗大ごみを^{ふほうとうき}不法投棄しないでください。

ごみを出^だすルールは^{くしちょうそん}区市町村ごとに決まっています。
^{かくにん}確認^ししましょう。

ちんたいけいやくしょ ないよう まも
◆ 賃貸契約書の内容を守ってください。



おおや きよか う 大家の許可を受けずに、どうきょにん ふ 同居人を増やす、ほかの人へや か へや かいそう いぬ ねこ 部屋を改装する、犬や猫などのペットを飼うことはできません。

けいやくしょ ないよう まも たいきょ
契約書の内容を守らないと、退去させられることがあります。

ろう か かいだん もの お
◆ 廊下や階段に物を置かないでください。



へや そと ろう か かいだん 部屋の外にある廊下や階段は、ほかの人ひと つか つか も使います。

もの お かじ じしん 物が置かれていると、火事や地震のときに逃げるに ことができません。

ろう か しつない おおごえ さわ
◆ 廊下や室内で、大声で騒いだり、
おお おと おんがく き
大きな音で音楽を聴かないでください。



おお こえ おお おと ひと めいわく
大きな声や大きな音は、まわりの人の迷惑になります。

さわ けいさつ つうほう けいさつかん ちゅうい
騒がしくしていると、警察に通報され、警察官から注意を
う
受けることがあります。

でんしゃ なか けいたいでん わ はな
◆ 電車やバスの中では、携帯電話で話したり、
おおごえ はなし ひか
大声で話することは控えましょう。

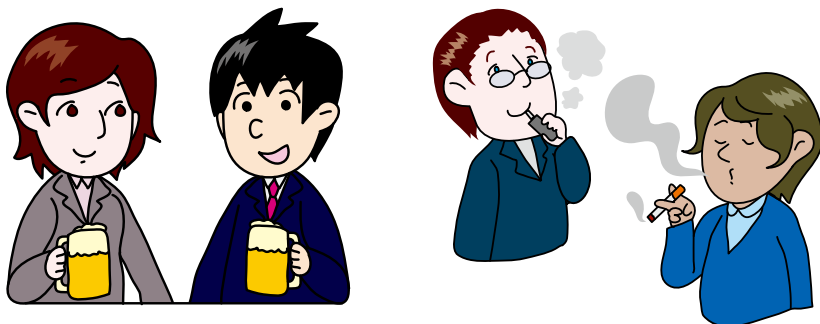


でんわ こえ おお こえ でんしゃ の ひと
電話をする声や大きな声は、電車やバスに乗っている人の
めいわく
迷惑になります。

さわ
騒がしくしていると、トラブルになることがあります。

ひと せいかつ ばしょ おお ひと ばしょ
人が生活している場所や、多くの人がいる場所では、
まも
ルールやマナーを守りましょう。

◆ ^{さけ} ^の ^{ひと} ^{さい} ^{いじょう} ^{ひと} ^す
お酒を飲んだり、たばこを吸ったり
できる人は、20歳以上の人です。



日本では、20歳未満の人（20歳にならない人）は、
お酒を飲んだり、たばこを吸ったりすることはできません。

◆ ^{きつえん} ^{ばしよ} ^す
たばこは、喫煙場所で吸ってください。



歩きながらたばこを吸ったり、喫煙場所以外でたばこを
吸ったりしないでください。

また、たばこを道路などに捨ててはいけません。

東京都の条例により、屋内施設は原則禁煙です。

ちゅうい にほん ほうりつ 注意してほしい日本の法律

- ◆ ^{てい き けん}定期券、^{ほ けんしやう}保険証を^か貸したり^か借りたりしないで
ください。



^{ほか}他の人の^{ひと}定期券、^{てい き けん}保険証、^{ほ けんしやう}マイナンバーカードを^{つか}使ってはいけません。

また、^{じ ぶん}自分の^{てい き けん}定期券、^{ほ けんしやう}保険証、^かマイナンバーカードを^か貸したりしてはいけません。

これは^{ほうりつ}法律違反であり、^{しよぼつ}処罰されます。

- ◆ ^{ひろ}拾った^{もの}物は^{こうばん}交番に^{とど}届けてください。



^{ひろ}拾った^{さい ふ}財布、^{かね}お金、^{じ ぶん}カードなどを^{もの}自分の物にしてはいけません。

これは^{ほうりつ}法律違反であり、^{しよぼつ}処罰されます。

^{もの}物をなくしたときは、^{けいさつ}警察に^{い しつとどけ}遺失届を^{ていしゅつ}提出しましょう。
^な失くした^{もの}物が見つかったときに^{もど}戻ってきます。

◆「万引き」は犯罪です。



「万引き」とは、代金を支払わずにお店から商品を持って帰る行為です。

盗む、運ぶ、見張る、逃げるのを助ける行為のすべてが犯罪になります。

日本のお店には、防犯カメラが設置されていますし、警備員が巡回しています。

万引きは絶対にやってはいけません。

◆置いてある他人の自転車に乗っていかないでください。



駅や道路に置いてある自転車に乗って持ち去ってはいけません。

これは法律違反であり、処罰されます。

◆他人の畑の野菜や果物、家畜を盗んではいけません。

◆許可なく川や海で魚や貝を捕ってはいけません。

◆ 危険物を持ち歩かないでください。



理由なくナイフなどの危険物を持ち歩いてはいけません。

これは法律違反であり、処罰されます。

次のことは、危険物を持ち歩く理由になりません。

- 身を守るために持つこと
- 便利だからと思い持つこと
- ファッションと考えて持つこと
- 仕事やキャンプで使った後、片づけるのが面倒だからと鞆などに入れたままにしておくこと

◆ 違法な薬物の所持・使用は犯罪です。



日本では、次のような薬物を所持・使用することはできません。

- 覚醒剤
- 大麻（マリファナ）
- コカイン
- ヘロイン
- MDMA
- 危険ドラッグ など

例え1回だけの使用でも犯罪になります。

絶対に所持したり、使用したりしてはいけません。

また、日本国内に持ち込むことも犯罪です。

つぎ こう い はんざい
◆ 次の行為は犯罪です！
 かんたん もう さそ
簡単に儲かるといった誘いには
 ぜったい
絶対にのらないでください！

- けいたいでんわ つうちょう たにん う ゆず
 ● 携帯電話、キャッシュカード、通帳を他人に売る、譲る。



- けいたいでんわ ぎんこうこう ざ たにん けいやく
 ● 携帯電話、銀行口座を他人のために契約する。



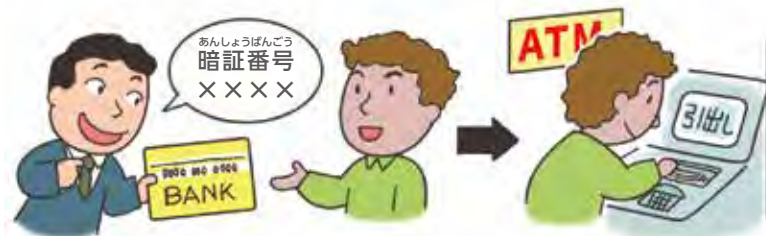
- とう たにん しよう
 ● インターネット等で他人のクレジットカードを使用して、
 しょうひんとう ちゅうもん
 商品等を注文する。



ちゅうもん
注文



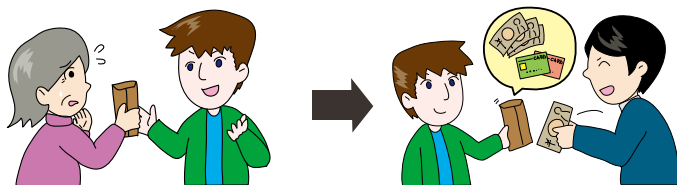
- 他人のキャッシュカードを使って、お金をおろす。



- 宅配便を他人の名前で受け取る。また、受け取った荷物を依頼人に渡したり、指定された場所に転送する。



- 入っている物が分からない封筒や荷物を他人から受け取り、依頼人に渡す。



ちゅうい
注意してください！

このような行為の背後には犯罪組織などが潜んでいます。

あなたに犯罪をする意識がなくても、

犯罪組織に協力したことになります。

簡単に儲かるからと誘われても、

関わることは絶対にやめましょう！



じてんしゃのちゅうい てん 自転車に乗るときの注意点

- じてんしゃ か
◆ 自転車を買ったときやもらったときは、
ぼうはんとうろく てつづき
防犯登録の手続をしてください。



警 視 庁
原宿
A -11111

じてんしゃ か
自転車を買ったとき ▶ ぼうはんとうろく しん きとうろく ひつよう
防犯登録の**新規登録**が必要です

じてんしゃ
自転車をももらったとき ▶ ぼうはんとうろく めい ぎ へんこう ひつよう
防犯登録の**名義変更**が必要です

ぼうはんとうろく てつづき
防犯登録の手続は、「自転車防犯登録所」の看板が掲げて
ある自転車販売店などでできます。

ぼうはんとうろく めい ぎ へんこう てすうりよう ざいりゅう
防犯登録の名義変更には、手数料、在留カード、じてんしゃ
ぼうはんとうろく も かた ひつよう
防犯登録カード（お持ちの方）が必要になります。

- じてんしゃ ちゅうりんじょう と
◆ 自転車は駐輪場に停めてください。



じてんしゃ ちゅうりんじょう と えき かって ちゅうりん
自転車を駐輪場に停めず、駅などに勝手に駐輪すると、
てつきよ
撤去されます。

てつきよ じてんしゃ かえ てつきよりょうきん
撤去された自転車を返してもらうには、撤去料金を
しはら ひつよう
支払う必要があります。

◆ ^{にほん}日本では、^{くるま}車と同じ^{おなほうりつ}法律が
^{じてんしゃ}自転車にも^{てきよう}適用されます！

^{じてんしゃ}自転車を^{あんぜん}安全に^{りよう}利用するための5つのルール

① ^{じてんしゃ}自転車は、^{しゃどう}車道が^{げんそく}原則、^{ほどう}歩道は^{れいがい}例外

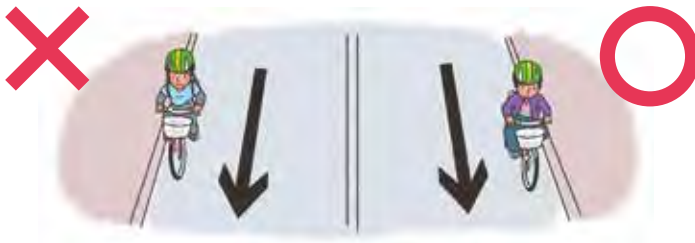


ただし、^{つぎ}次の^{ばあい}場合は^{ほどう}歩道を^{つうこう}通行することが
 できます。

- ^{ほどう}歩道に「^{ふつう}普通^{じてんしゃ}自転車^{ほどう}歩道^か通行可」の^{ひょうしき}標識がある^{ばあい}場合
- ^{さいみまん}13歳未満の^{こども}子供や^{さいいじょう}70歳以上の^{こうれいしゃ}高齢者、
^{からだ}身体の不^ふ自由な^{ひと}人が^{じてんしゃ}自転車を^{うんてん}運転している^{ばあい}場合
- ^{どうろ}道路^{こうじとう}工事等で^{しゃどう}車道の^{ひだりがわ}左側^{つうこう}通行が^{こんなん}困難な^{ばあい}場合



② ^{しゃどう}車道は^{ひだりがわ}左側を^{つうこう}通行



^{じてんしゃ}自転車^{しゃどう}で^{つうこう}車道^{ひだりがわ}を^{つうこう}通行するときは、^{じどうしゃ}自動車と同じ^{おな}左側^{ひだりがわ}通行です。
^{みぎがわ}右側^{つうこう}通行は^{きんし}禁止です。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



自転車で歩道を通行する場合は、車道寄りの部分をすぐに止まることができる速度で走ってください。

歩行者の通行を妨げるような場合は、必ず一時停止してください。

④ 安全ルールを守る



飲酒運転の禁止



二人乗りの禁止



並進（横に並んで走ること）の禁止



傘差し運転の禁止



夜間はライトを点ける



交差点では信号を守り、一時停止する

⑤ ヘルメットを着用

東京都では、自転車を利用するときは、ヘルメットの着用を推奨しています。



東京都内で自転車を利用する場合、対人賠償事故に備える保険等に参加している必要があります。

アルバイトをするときの注意点

- ◆アルバイトをするときは、
事前に資格外活動許可を受けてください。



外国人の方は、出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格の範囲内で、日本での就労が認められています。

次のような場合は、事前に資格外活動許可を受けてください。

- 在留資格「留学」、「家族滞在」など、日本での就労が認められていない方がアルバイトをする場合

- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」など、日本での就労が認められている方が、在留資格に定められた活動のほかにアルバイトをする場合



ちゅうい 注意してください！

資格外活動許可には、時間などの制限があります。

資格外活動許可を受けずにアルバイトをしたり、制限を守らずにアルバイトをしてはいけません。

これは法律違反であり、処罰されたり、強制送還されることがあります！



NO!

◆アルバイトをする際は、
週 28 時間を超えて働かないでください。

2 8 時間 + 2 0 時間 = 4 8 時間



2 8 時間以内に！

2か所以上でアルバイトをする場合も、合計で28時間を超えてはいけません。

ただし、在留資格「留学」の方は、学則で定める長期休暇中（夏休み、冬休み等）は1日8時間（ただし週40時間以内）まで働くことができます。

◆アルバイトをする際は、
風俗店で働かないでください。



次のような場所ではアルバイトできません。

●お客の接待をして飲食させるスナック、キャバレー、パブ、

キャバクラ、ホストクラブなど ●ゲームセンター

●麻雀店 ●パチンコ店 ●ラブホテル ●テレホンクラブ

●出会い喫茶 ●アダルトグッズ販売店

●アダルトビデオ販売店 ●個室型ビデオ店 ●デリバリーヘルス

このような場所では、清掃員、血洗い、ウェイター、ホールスタッフなど
として働くこともできません。

◆ アルバイトをする際は、
風俗店と類似する店に注意してください。



性的サービスの有るマッサージ店や、お客の隣に座り、会話をしたり
お酒をついだりする接待行為がある飲食店で働いてはいけません。
お店の人が大丈夫と言っても、信じてはいけません。

風俗店と知らないで働いていたとしても、
処罰されたり、強制送還されることがあります。

◆ 学校を辞めた後、アルバイトはできません。



留学生の方が退学、除籍などで学校を辞めた後は、アルバイトは
できません。

在留資格や資格外活動許可の期間が残っていても、アルバイトは
できません。

学校を辞めた後にアルバイトをしていると、処罰されたり、強制送
還されることがあります。

とうろくりよう もと ちゅうい
◆登録料を求めるアルバイトに注意してください。



がいこくじん かた しょうかい うそ い とうろくりよう かね
外国人の方にアルバイトを紹介すると嘘を言い、登録料としてお金を
だまし取る犯罪があります。
とうろくりよう しょうかいりよう い かね もと ひと ちゅうい
登録料や紹介料などと言ってお金を求める人には注意して
ください。

きょ か とう う じ ぶん いえ しゅくはくし せつ
◆許可等を受けずに自分の家を宿泊施設と
ゆうりよう ていきょう
して有料で提供しないでください。



かね う と りょこうしゃ じたく と ほけんじょとう
お金を受け取って旅行者などを自宅に泊めるときは、保健所等の
きょ か う とどう ぶ けん く しちょうそん とどけで ひつよう
許可を受けたり、都道府県や区市町村に届出をする必要があります。
きょ か とう う しゅくはくし せつ えいぎょう しょばつ
許可等を受けずに宿泊施設を営業すると、処罰されます。

在留カードについて

がいしゅつ

◆外出するときは、

かなら ざいりゅう

けいたい

必ず在留カードを携帯してください。

かなら けいたい
必ず携帯

ざいりゅう にほん ちゅうちゅうきかんたいざい がいこくじん かた こうふ
在留カードは、日本に中長期間滞在する外国人の方に交付される
ものです。

ざいりゅう かなら も
在留カードは、必ず持っていなければなりません。

ざいりゅう も ほうりつ いはん
在留カードを持っていないことは法律違反であり、
ばっきん しほら
罰金を支払うことがあります。

ほ けんしやう べつ み ぶんしやうめいしや も
パスポートや保険証など別の身分証明書を持っていたとしても、
ざいりゅう も
在留カードを持っていなければなりません。

ざいりゅう こうふ たいしやう かた ちゅうちゅうきざいりゅうしや
在留カード交付の対象となる方（「中長期在留者」といいます）
は、次の①～⑥のいずれにも当てはまらない方です。

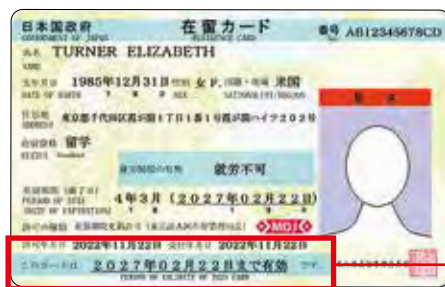
- ① 「3月」以下の在留期間が決定された方
たん き たいざい ざいりゅうしかく けつてい かた
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された方
がいこう また こうよう ざいりゅうしかく けつてい かた
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された方
とくていかつどう ざいりゅうしかく けつてい たいわんにほんかんけいきやうかい
- ④ 「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の
ほんぽう じむしょ たいべいちゅうにちがいざいぶんかだいひやうしやうも
の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表处等）若しくは
ちゅうにち そうだいひやうぶ しょくいんまた かぞく かた
駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤ とくべつえいじゅうしや かた
特別永住者の方
- ⑥ ざいりゅうしかく ゆう かた
在留資格を有しない方

けいさつ かん しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう しょくいんとう
 ◆ 警察官、出入国在留管理庁の職員等から
 ざいりゅう てい じ もと
 在留カードの提示を求められたときは、
 ざいりゅう てい じ
 在留カードを提示してください。



がいこくじん かた けいさつ かん ざいりゅう てい じ もと
 外国人の方は、警察官などから在留カードの提示を求められたとき
 は、在留カードを提示する義務があります。
 けいさつ かん もと こば ざいりゅう てい じ しょばつ
 警察官などの求めを拒んで在留カードを提示しなければ、処罰され
 ます。

ざいりゅう ゆうこう き かん
 ◆ 在留カードには有効期間があります。



ここをチェック！

- ざいりゅう し かく えいじゅうしゃ こう ど せんもんしよく ごう かた
 ● 在留資格「永住者」・「高度専門職2号」の方
 さい いじょう かに こう ぶ ひ ねんかん
 16歳以上の方 交付の日から7年間
 さい み まん かた さい たんじょうび
 16歳未満の方 16歳の誕生日の前日(※)まで
- ざいりゅう し かく えいじゅうしゃ こう ど せんもんしよく ごう い がい かた
 ● 在留資格「永住者」・「高度専門職2号」以外の方
 さい いじょう かに ざいりゅう き かん まんりょうび
 16歳以上の方 在留期間の満了日まで
 さい み まん かた ざいりゅう き かん まんりょうび また さい たんじょうび
 16歳未満の方 在留期間の満了日又は16歳の誕生日
 の前日(※)のいずれか早い日まで

※2023年10月31日までに交付された在留カードでは、「16歳の誕生日」となっています。

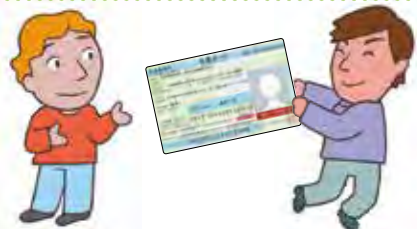
ざいりゅう な
◆ 在留カードを失くしたら、すぐに
しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう さいこう ふ しんせい
出入国在留管理庁で再交付を申請してください。



さいこう ふ しんせい ば あい ふんしつ しやうめい い しつ とどけでしやうめいしよ
再交付を申請する場合、紛失を証明するもの（遺失届出証明書、
とうなん とどけでしやうめいしよ さいしやうめいしよ
盗難届出証明書、り災証明書など）やパスポート、写真が必要です。
ちか しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく じ ぜん き
お近くの出入国在留管理局に事前に聞きましょう。

14日以内に申請しなければ、処罰されることがあります。

ざいりゅう か わた
◆ 在留カードを貸さない、渡さないでください。



か
貸さない！
わた
渡さない！

あくよう し じ ぶん ざいりゅう か わた
悪用されると知って、自分の在留カードを貸したり、渡したりして
はいけません。

たと しつこう ざいりゅう か
例え失効した在留カードであっても、貸したりしてはいけません。
ほう りつ い はん しよばつ きやうせいそうかん
これは法律違反であり、処罰されたり、強制送還されることがあり
ます。

ぎ ぞう へんぞうざいりゅう き つ
偽造・変造在留カードに気を付けてください！

こう し もくてき ぎ ぞう へんぞう ざいりゅう も
行使の目的で偽造・変造された在留カードを持っている
がいこく じん かた ざいりゅう し かく かた
外国人の方は、在留資格がある方であっても、
しよばつ きやうせいそうかん
処罰されたり、強制送還されることがあります！



NO!

ちゅうちようきざいりゅうしゃ とどけで ぎ む 中長期在留者の届出義務

◆ ちゅうちようきざいりゅうしゃ かた にほん じゅうしょ しょぞく
中長期在留者の方は、日本の住所や所属している
き かん かいしゃ みせ がっこうとう く しちょうそん
機関（会社、お店、学校等）などを区市町村や
しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう とど で ぎ む
出入国在留管理庁に届け出る義務があります。



ちゅうちようき ざいりゅうしゃ かた しゅつにゅうこくかん り およ なん みんなにんてい ほう さだ
中長期在留者の方は、出入国管理及び難民認定法で定められている
とどけで
届出をしなければなりません。

- じゅうしょ ち 住所
- し めい せいねん がっ び こく せき ち いき せいべつ 氏名、生年月日、国籍・地域、性別
- しょ ぞく き かん かつどう き かん けいやく き かん ※ 所属機関（活動機関、契約機関）
- はい ぐう しゃ り こん し べつ ※ 配偶者との離婚、死別

※ 所属機関や配偶者に関する届出は対象者が決まっています。

とどけで ぎ む り こう
届出の義務を履行しなかったり、嘘の届出をしたりすると、
しよ ばつ ざいりゅうし かく と け
処罰されたり、在留資格が取り消されたりすることがあります。

とどけで ぎ む り こう
届出の義務を履行していないと、

- ざいりゅうし かく へんこう きょ か しんせい 在留資格変更許可申請
- ざいりゅうし かん こうしん きょ か しんせい 在留期間更新許可申請
- えいじゅうきょ か しんせい 永住許可申請

さい しようきよくてき ひょうか ふ りえき しよびん う
の際、消極的に評価され、不利益な処分を受けることがあります。

◆ ^{にほん にゅうこくご す ばしょ き}日本に入国後、住む場所が決まったり、
^{す ばしょ へんこう かなら く しちょうそん}住む場所を変更したら、必ず 区市町村に
^{あた じゅうしょ とど で}新しい住所を届け出てください。



^{じゅうしょ き}
住所が決まる



^{じゅうしょ か}
住所が変わる

^{く しちょうそん あた じゅうしょ とど で ざいりゅう ひつよう}
区市町村に新しい住所を届け出るときは、在留カードが必要です。

◆ ^{けっこん とう し めい せいねんがっぴ こくせき ち いき}結婚等して、氏名、生年月日、国籍・地域、
^{せいべつ へんこう}性別を変更したときは、すぐに
^{しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう とど で}出入国在留管理庁に届け出てください。



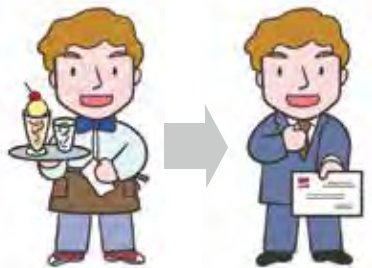
^{し めい}
氏名や
^{こくせきとう か}
国籍等が変わる

^{しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう とど で りよけん しゃしん ざいりゅう}
出入国在留管理庁に届け出るときは、旅券、写真、在留カードの
^{し めい か しょうめい しりょう ひつよう}
ほかに、氏名などが変わったことを証明する資料が必要です。

がっこう や かいしゃ へんこう
 ◆学校を辞めたり、会社を変更したときは、
 しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう とど で
 すぐに出入国在留管理庁に届け出てください。



そつぎょう しんがく
 卒業、進学、
 へんにゅう たいがくとう
 編入、退学等



てんしよく たいしよくとう
 転職、退職等

とどけで ぎ む つぎ ざいりゅうし かく かた
 届出の義務があるのは、次の在留資格の方たちです。
 きょうじゅ こう ど せんもんしよく けいえい かん り ほうりつ かいけいぎょうむ い りょう きょういく
 教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、
 きぎょうないてんきん ぎ のうじっしゅう りゅうがく けんしゅう けんきゅう
 企業内転勤、技能実習、留学、研修、研究、
 ぎじゅつ じんぶん ち しき こくざいぎょうむ かい ご こうぎょう り ぎ のう とくてい ぎ のう
 技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能

とどけで ぎ む つぎ じ ゆう
 届出の義務があるのは、次の事由です。

- がっこう かいしゃ かつどう き かん めいしやうへんこう しょざい ち へんこう しょうめつ
 学校や会社など、活動する機関の名称変更、所在地変更、消滅
- がっこう かいしゃ かつどう き かん かいけいぎょうむ い りょう しょうめつ
 学校や会社など、活動する機関からの離脱、移籍
- かいしゃ けいやく きかん けいやくしゅうりよう あら けいやく ていけつ
 会社など、契約した機関との契約終了、新たな契約の締結

とどけで ぎ む り こう うそ とどけで
 届出の義務を履行しなかったり、嘘の届出をしたりすると、
 しょぼつ
 処罰されます。

ざいりゅうしかく かぞくたいざい にほんじん はいぐうしゃとう
 ◆在留資格「家族滞在」、「日本人の配偶者等」、
 えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ざいりゅうちゅう かた
 「永住者の配偶者等」で在留中の方は、
 はいぐうしゃ りこん しべつ しゅつにゅうこく
 配偶者と離婚、死別したときは、すぐに出入国
 ざいりゅうかんりちよう とど で
 在留管理庁に届け出てください。



りこん
離婚、
しべつ
死別

とどけで ぎむ はいぐうしゃ かつどう ざいりゅうしかく
 届出の義務があるのは、配偶者としての活動が在留資格の
 基礎となっている方です。それ以外の方は対象ではありません。
 はいぐうしゃ かた りこん しべつ く しちようそん とどけで
 配偶者の方と離婚したり、死別したときは、区市町村への届出
 (離婚届、死亡届) だけでなく、必ず出入国在留管理庁への届出も
 ひつよう
 必要です。
 とどけで ぎむ りこう うそ とどけで
 届出の義務を履行しなかったり、嘘の届出をしたりすると、
 しょぱつ
 処罰されます。

しよぞく きかん へんこう とどけで はいぐうしゃ
 ◆所属している機関の変更などの届出、配偶者と
 りこん しべつ とどけで
 離婚・死別したときの届出は、インターネット
 からできます。

けんさく
 こちらを検索してください。

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちようでんしとどけで
 出入国在留管理庁電子届出システム

けん さく
 検 索



https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html

こま んらくさき 困ったときの連絡先

きんきゅうじ

緊急時

じけん じこ さい
事件・事故の際は

でんわ
電話 110



かじ びょうき さい
火事・病気・けがの際は

でんわ
電話 119



ざいりゅうしかくとう そうだん 在留資格等の相談は…

がいこくじんざいりゅうそうごう
外国人在留総合インフォメーションセンターへ

でんわ 電話 0570-013904 (へいじつ じ ぶん じ ぶん
平日 8時30分～17時15分)

えいご ちゅうごくご かんこくご
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、
フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、
クメール（カンボジア）語、ミャンマー語、モンゴル語、
フランス語、シンハラ語、ウルドゥ語に対応！



がいこくじん ざいりゅう かん そうだん 外国人の在留に関する相談は…

がいこくじんざいりゅうしえん とうきょうにゅうかん
外国人在留支援センター（東京入管）へ

でんわ 電話 03-5363-3025（予約専用）

（へいじつ じ ぶん じ ぶん
平日 9時00分～17時00分）

予約フォーム https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc_2.1.html

住所：東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー13F



せいかつ そうだん 生活の相談は…

とうきょうとがいこくじんそうだん
東京都外国人相談へ

そうだんげんご 相談言語	そう だん び 相 談 日	でん わ 電 話
えいご 英語	げつようび きんようび 月曜日～金曜日	03-5320-7744
ちゅうごくご 中国語	かようび きんようび 火曜日・金曜日	03-5320-7766
かんこくご 韓国語	すいようび 水曜日	03-5320-7700

【相談時間】 9時30分～12時00分、13時00分～17時00分



がいこくじんざいりゅう 外国人在留マニュアル



このマニュアルは、いろいろな^{げんご}言語に
^{ほんやく}翻訳しています。
^{とうきょうと}東京都のホームページから、
^{むりょう}無料でダウンロードできます。

がいこくじんざいりゅう
外国人在留マニュアル

けんさく
検索



発行：東京都生活文化スポーツ局 都民安全推進部 治安対策課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
☎ 03-5388-2279

2024年3月発行

日本語版

印刷物登録番号

(5) 82

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。